

平成16年4月19日
環 境 局

粒子状物質減少装置補助金申請の受付について

東京都では、平成16年7月以降にディーゼル車規制の対象となる短期規制（平成6年規制）車両に対して、粒子状物質減少装置補助金申請の受付を以下の通り行いますのでお知らせします。

対 象 車 両	申 込 期 間
平成16年7月1日以降に 規制対象となる短期規制車 両（平成6年規制：車両型 式KC車） （初度登録平成9年7月1日～ 平成13年9月20日の短期 規制車両）	平成16年5月17日～ 平成16年8月31日まで

※ 車両総重量3.5t超、都内登録車両に限る

【問合せ先】

東京都環境局自動車公害対策部規制課
低公害化支援係 松本・藤谷
03(5321)1111 内線42-555、556

ディーゼル車対策に係る都の支援策（16年度）

<補助>

（東京都補助受付窓口 03-5388-3552）

事業名	東京都			国
	補助対象者	内容	予算	
PM減少装置の装着促進	個人・中小企業者（都内登録車）	<p>〔対象〕 PM減少装置（酸化触媒）の装着</p> <p>〔補助率〕 装置本体、付属部品、装着費の1/2</p> <p>〔限度額〕 車両総重量8t超 20万円/台 車両総重量3.5t超8t以下 10万円/台</p>	1,190,000千円 （内訳） 10,000台	<p>低公害車普及促進対策費補助金 【国土交通省】</p> <p>〔対象〕 大型ディーゼル車の所有者又は使用者（全国）</p> <p>〔補助内容〕 DPF・酸化触媒装着費用の1/4 地方公共団体等との協調補助 補助対象車種に制限あり（8t超のみ、トラック・バスともに元年規制車は一部のみ） 装着した自動車の新短期規制相当の性能を有すると認められるものに限定</p> <p>〔連絡先〕 関東運輸局 自動車技術安全部安全環境課 tel 045-211-7256</p>
CNG車の普及促進	個人・中小企業者（都内登録車）	<p>〔対象〕 CNG車の導入（新車）</p> <p>〔補助率〕 定額</p> <p>車両総重量8t超 20万円/台 車両総重量3.5t超8t以下 10万円/台</p>		<p>低公害車普及促進対策費補助金 【国土交通省】</p> <p>〔対象〕 運送事業者（全国）</p> <p>〔補助内容〕 CNG車・ハイブリッド：通常車両との価格差の1/2、 低PM車：通常車両との価格差の1/4、 新長期規制適合車：通常車両との価格差の1/3、 使用過程車CNG車：改造費の1/3、 地方公共団体等との協調補助</p> <p>〔連絡先〕 《トラック関係》 関東運輸局 自動車交通部貨物課 tel 045-211-7248 《バス関係》 関東運輸局 自動車交通部旅客第一課 tel 045-211-7245</p>
	路線バス事業者	<p>〔対象〕 ノンステップCNGバスの導入</p> <p>〔補助率〕 車両本体価格と通常車両価格との差額の1/2 （国の補助を利用する場合、国負担分を除いた額の1/2）</p> <p>〔限度額〕 500万円</p>	50,000千円	
CNGスタンドの設置補助 （予定）	都内中小事業者	<p>〔対象〕 CNGスタンドの設置</p> <p>〔補助率〕 設置費用から国からの補助金を除いた額の1/2</p> <p>〔限度額〕 1,000万円</p>	20,000千円	<p>クリーンエネルギー自動車普及事業 【経済産業省】</p> <p>〔対象〕 地方公共団体・事業者等</p> <p>〔補助内容〕 営業用：定額9000万円・自家用：1/2以内</p> <p>〔連絡先〕 （財）エコステーション推進協会 tel 03-3238-7101</p>

<融資あっせん>

（東京都融資あっせん受付窓口 03-5388-3535）

事業名	東京都			国
	融資対象者	内容	予算	
自動車低公害化促進資金	都内中小事業者（個人事業主を含む）	<p>〔対象〕 ・指定低公害車の購入又は ・最新規制適合車への買換え</p> <p>〔融資内容〕 東京信用保証協会の信用保証を得て、取扱金融機関が融資</p> <p>・融資利率：長期プライムレート ⇒ 都が利子の1/2を補助</p> <p>・信用保証料率：0.8～1.25%（借入金額による） ⇒ 都が保証料の2/3を補助</p> <p>・融資限度額：1億円/企業</p> <p>・貸付期間：7年以内</p>	945,840千円 （内訳） 8,000台	<p>環境対策資金（自動車NOx・PM法関連） 【中小企業金融公庫】</p> <p>〔補助内容〕 担保の徴求について、 ・信用保証協会の保証を弾力的に利用可 ・貸付額の50%を限度として、担保免除 ・担保免除分の上乗せ金利を0.3%に軽減</p> <p>〔国民生活金融公庫〕 〔補助内容〕 担保及び保証人の徴求について、 ・信用保証協会の保証を弾力的に利用可</p> <p>〔連絡先〕 中小企業金融公庫 東京相談センター tel 03-3270-1260 国民生活金融公庫 都内各支店</p>